# 後期高齢者医療制度のお知らせ

~平成26年度の保険料等について~

### ■保険料の算出

平成26年度の保険料は次の計算方法で算出します。

## ≪保険料の算出方法≫

均 等 割 【1人あたりの額】 51,472円

所 得 割 【本人の所得に応じた額】 (平成25年中の所得-33万円)×10.52%



1年間の保険料 (100円未満切り捨て)

これに基づいて算出した保険料を8月に個別にお知らせしますので、ご確認ください。

- ●年間の保険料の上限額は57万円です。
- ●所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- ●年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割りで計算します。

#### ■保険料の支払方法

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

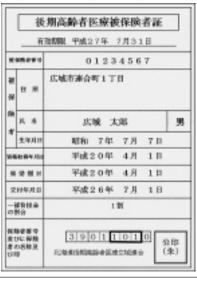
#### ■保険料の減免

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情により、保険料のお支払いが困難なか たについては、保険料の減免が受けられる場合があります。

> 口座振替を希望されるかた、保険料のお支払いが困難な場合は、 住民課保険医療係へご相談ください。

# 保険証・減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)が新しくなります!

#### (保険証:黄緑色)



月からご使用ください。 月中に新しい保険証 減額認定証を送付します

(減額認定証:黄色)



#### =お問い合わせ先=

北海道後期高齢者医療広域連合 **〒**060−0062 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階 電話 011-290-5601

和寒町役場 住民課保険医療係 電話 0165-32-2422